

## 令和3年度洲本市有害鳥獣捕獲対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、洲本市における有害鳥獣による農作物被害の防止を目的とした捕獲班員の確保、捕獲機材の導入その他有害鳥獣捕獲体制の整備を図るため、洲本市鳥獣被害防止対策協議会長（以下「会長」という。）が狩猟者に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 捕獲班員 当該年度までに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第39条第2項に規定するわな猟免許又は第一種銃猟免許の取得（以下「免許取得」という。）及び同法第55条第1項の規定による狩猟者登録（以下「狩猟者登録」という。）をし、かつ当該年度に同法第9条の規定による農林水産業被害防止を目的とした洲本市長の許可を受け有害鳥獣捕獲活動に従事している者をいう。
- (2) 捕獲班員となることが見込まれる者 当該年度までに免許取得及び狩猟者登録をし、かつ、当該年度の翌年度に捕獲班員として有害鳥獣捕獲活動に従事することに同意している捕獲班員以外の者をいう。

### (事業期間)

第3条 事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する捕獲班員又は捕獲班員となることが見込まれる者とする。

- (1) 洲本市内に住所を有する者
- (2) 納期限の到来した洲本市税条例（平成18年洲本市条例第90号）第3条に規定する市税及び洲本市国民健康保険税条例（平成20年洲本市条例第34号）に規定する国民健康保険税の未納がない者
- (3) 一般社団法人兵庫県猟友会洲本市管内支部（洲本支部又は中淡支部（五色町堺地区にあつては、三原支部を含む。））に加入している者
- (4) 使用する猟具に応じた損害賠償保険（狩猟災害共済事業を含む。）に加入している者

### (補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 狩猟免許申請手数料 定額
- (2) 初心者狩猟免許講習会受講料 定額
- (3) 箱わな（古品古材を除く。）購入経費 箱わなの本体価格（消費税及び地方消費税を

含む。)に100分の50を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。当該額が100,000円を超えるときは、100,000円。)

(4) くくりわな購入経費 くくりわなの本体価格(消費税及び地方消費税を含む。)に100分の50を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。当該額が20,000円を超えるときは、20,000円。)

(5) 電気止め刺し器購入経費 電気止め刺し器の本体価格(消費税及び地方消費税を含む。)に100分の50を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。当該額が20,000円を超えるときは、20,000円。)

(6) わな及び電気止め刺し器修理費 箱わな、くくりわな、電気止め刺し器その他会長が必要と認めるものの修理に必要な経費(消費税及び地方消費税を含む。)に100分の50を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。当該額が30,000円を超えるときは、30,000円。)

2 前項の場合において、別の補助事業の補助残部分に本補助金を充てることはできないものとする。

(補助金交付等の手続)

第6条 補助金交付等の手続は、洲本市補助金等交付規則(平成18年洲本市規則第52号)の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、狩猟免許申請手数料又は初心者狩猟免許講習会に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に会長が必要と認める書類を添えて会長に提出することにより、補助金の交付申請及び事業の実績報告をすることができる。

3 会長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合において、その内容の審査により補助金を交付することが適当であると認められるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、その書類を提出した者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第4号の会長が認める軽微な変更は、事業内容の変更で、当該変更に伴う補助金の増減が20パーセント未満のものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

令和 年 月 日

洲本市鳥獣被害防止対策協議会長 様

住 所 洲本市

氏 名

（記名押印又は署名）

生年月日 T・S・H 年 月 日

電話番号

補助金交付申請書兼実績報告書

令和3年度において、洲本市有害鳥獣捕獲対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり補助金交付要綱第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。また、本申請に係る審査のため、市税等の納付状況を照会されることに同意します。

記

1 交付申請額 金 円

2 狩猟免許の種類 第一種銃猟免許 ・ わな猟免許

3 狩猟免状交付年月日 令和 年 月 日  
及び番号 第 号

4 添付書類

- (1) 狩猟免許申請手数料領収書（兵庫県収入証紙売捌証明書）
- (2) 初心者狩猟免許講習会受講料領収書（一般社団法人兵庫県猟友会発行）

5 同意事項 令和3年度に狩猟期間中に狩猟活動を行うこと。  
令和4年度に洲本市の捕獲班員として有害鳥獣捕獲活動に従事すること。

様式第2号（第5条関係）

洲鳥協第 号  
令和 年 月 日

様

洲本市鳥獣被害防止対策協議会  
会長 齋藤文拓

補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定及び確定したので、令和3年度洲本市有害鳥獣捕獲対策事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付年度 令和3年度
- 2 事業名 洲本市有害鳥獣捕獲対策事業
- 3 補助金の交付決定額  
及び確定額 金 円
- 4 交付条件
  - (1) この補助金は、洲本市補助金等交付規則に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
  - (2) 会長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。
  - (3) 洲本市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。